

平成24年度介護職員処遇改善交付金の承認申請について

平成24年度介護職員処遇改善交付金の承認申請等について、以下の点を補足いたします

1 承認申請について

平成24年度に2月～3月サービス提供分に係る交付金を受けようとする事業所は、平成23年度において対象事業者としての承認を受けた事業所も含めて、申請書類を提出していただきます。(申請は法人単位で一括申請、事業所ごといずれも可能)

なお、申請案内は、処遇改善交付金の対象サービスを実施している全ての事業所に送付しておりますので、現在、処遇改善交付金を受けておらず、平成24年度も申請しない事業所は、辞退届の提出は不要です。

提出書類は基本的に以下の書類です。

- ① 様式第1号「平成24年度介護職員処遇改善交付金対象事業者承認申請書」
- ② 様式第2号「介護職員処遇改善計画書」
- ③ 提出書類確認票
- ④ 就業規則・給与規程
- ⑤ 労働保険に加入していることが確認できる書類
- ⑥ 様式第9号「キャリアパス要件届出書」

ただし、上記④～⑥については、平成23年度以前に提出したものと変更が無い場合は、「申立書」を提出することにより省略することができます。

2 平成24年度申請分の介護職員処遇改善実施期間は、最大で平成24年6月までの連続2ヶ月です。それ以降に賃金改善を行ったものは、交付金の実績として認められませんので、留意願います。

3 平成23年度の処遇改善交付金は、平成23年4月から平成24年3月の間に支払われた交付金が対象となります。その期間に支払われた交付金は、平成23年度介護職員処遇改善交付金承認申請で設定した賃金改善実施期間内に支出してください。そのお金を平成24年度申請で設定した実施期間に支払っても交付金の実績として認められませんので、留意願います。

4 介護職員処遇改善交付金実績報告についての説明会を3月中旬に各方部毎に実施する予定です。

5 平成24年4月サービス提供分以降に掛かる処遇改善については、新たな仕組みにより行う予定です。全ての事業所が改めて手続きを行っていただくことになる予定なので、これまで介護職員処遇改善交付金を受けていなかった事業所も新たな仕組みに参加することができます。

逆に、今回、処遇改善交付金承認申請を行った事業所も改めて手続きを行っていただく予定です。